

# 定例総会 会議録

令和元年 10 月

令和元年 10 月 8 日 (火) 開催

宮津市農業委員会

# 宮津市農業委員会定例総会会議録

会 期 令和元年10月8日(火)  
開 会 午前9時30分、閉 会 午前9時47分  
場 所 宮津市役所 第5会議室

## 農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、内方 誠、中嶋 道博、  
市田 嘉則、藤井 忠、尾関 孝正、宮崎 強、吉田 進、  
小嶋 保徳、石田 弘司 12名

欠席 関野 掲司、古橋 隆三 2名

## 農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、荒砂 博、柘田 益一、糸井 久和、  
和田 隆、田中 茂嗣、溝口 喜順、品川 泰志、荻野 有信 10名

欠席 なし 0名

合計 出席22、欠席2名

事務局 事務局長 小西 正樹、主査 小山 健一

## 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 日程第4 議案第21号 非農地証明交付申請の承認について

〔藤井会長〕 本日は、出席委員ですが、24名中22名です。欠席委員は、古橋委

員、関野委員の2名です。出席者は過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名します。内方委員、中嶋委員、よろしくお願ひします。

〔藤井会長〕 次に、日程第3 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを議題とします。

事務局より提案説明をお願いいたします。

〔小山主査〕 お手元の資料3ページをお願いいたします。

議案第19号です。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」、下記の申請人より農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。1件ございます。

大字日置※※番地、登記簿地目は畑、面積は※※㎡です。権利種別は3条の有償移転、譲渡人は、※※様、申請事由は、譲受人からの申出を受け、これを受諾したためです。譲受人は、※※様、申請事由は、農業経営を拡大するためです。具体の場所につきましては4ページに地図を付けさせていただいております。また5ページに申請地の写真を付けさせていただいておりますので合わせて御確認をお願いいたします。

6ページをお願いいたします。本案件に係る調査書となっております。中ほどからやや下、第2項第5号、下限面積についてですが、宮津市の下限面積を30aを超える31.2aとなっております。

一番下、第2項第7号、地域調和につきましては、申請地は譲受人の自宅に近接しており、周辺農地の農業上の利用に特段の影響を及ぼさないものと考えられています。

現地確認につきましては、9月25日に吉田委員、田中推進委員及び事務局で行いました。この申請地につきましては、現在も耕作中であり、また、譲受人の自宅の隣接地であることから円滑な所有権の移転と耕作の継続が行われるものと考えられます。

議案第19号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 ただ今の事務局の説明に関連し、担当委員である吉田委員より補足説明よろしくお願ひいたします。

〔吉田委員〕 今報告がありましたとおり、先月25日に現地の調査行って参りま

した。写真のとおり適切に管理されていると思いますので議っていただいたらどうかと思います。

[藤井会長] ありがとうございます。これより、議案第19号について質疑に入ります。御意見、御質問ございましたらよろしく願いいたします。

(意見なし)

[藤井会長] 質疑なしと認め、議案第19号につきまして、異議なしと認めて許可してよろしいか。

(異議なし)

[藤井会長] それでは、議案第19号については、許可することとします。

次に、日程第3 議案第20号 農地法第5条の許可申請に係る意見についてを議題とします。

事務局より提案説明をお願いします。

[小山主査] 資料の7ページをお願いします。

議案第20号です。農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について、下記の申請人により農地法第5条第1項による許可申請があったことについて意見を求めます。1件ございます。

1番大字中津※※番地ほか1筆、計2筆、登記簿地目はいずれも畑、面積は2筆合わせまして※※㎡です。譲渡人は、※※様、※※市にお住まいです。転用目的は露天駐車場です。転用目的の詳細につきましては、車庫件倉庫及び露天駐車場を整備するためとなっております。

具体の場所につきましては、8ページに地図を付けさせていただいております。また9ページに申請地の写真を付けさせていただいております。

10ページをお願いいたします。京都府へ提出予定の意見書となっております。中ほどの左側から抜粋して読み上げさせていただきます。

検討事項の2番です。資力及び信用につきましては、住宅ローンの承諾通知書により確認をいたしております。

9番、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、雨水は自然浸透及び既設の排水を活用するため、支障はございません。なお、汚水については発生しません。

総合意見としましては、転用はやむを得ないと考えられます。

本案件の申請地につきましては、今年の春まで宅地課税をされてきました。所有者である※※様が節税対策で果樹を植えられた直後に※※様がこの土地の購入希望を申し出られたことから今回の申請に至ったものです。

今一度8ページの地図をご確認いただきたいと思います。今回の申請地の道路を挟んで左側の家屋、こちらが譲渡人の※※様の家屋となっております、この家屋と申請地合わせて譲渡しということで検討をされておられます。

議案第20号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 ただ今の事務局の説明に関連し、担当委員である中嶋委員より補足説明をよろしく願いいたします。

〔中嶋委員〕 9月25日に荒砂委員及び事務局と合同で現地を視察させていただきました。その結果、周囲に耕作している農地もありませんし、またここは露天の駐車場並びに倉庫等になる。雨水につきましては横に小さな河川がありそこに流すような計画になっております。特にこれという問題はありませんでしたので、総合的に見てやむを得ないというように判断いたしました。以上です。

〔藤井会長〕 それでは、議案第20号ついて質疑に入ります。何か御意見等ございませんでしょうか。

(意見なし)

〔藤井会長〕 異議なしと認め、議案第20号については、許可相当の意見を付し、京都府へ進達してよろしいか。

(委員の賛成)

〔藤井会長〕 議案第20号については、許可相当の意見を付し、京都府へ進達します。

次に、日程第4 議案第21号 非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。

事務局より、提案説明をお願いいたします。

〔小山主査〕 それでは11ページをお願いいたします。

議案第21号です。非農地証明交付申請の承認について、下記の申請人によ

り、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。2件ございます。

1番大字中津※※番地、登記簿地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は、※※様、※※市にお住まいです。非農地の事由につきましては、昭和54年以降、耕作をされていません。

2番です。大字日置※※番地ほか1筆、計2筆です。登記簿地目は田1筆、畑1筆です。面積は2筆合わせまして※※㎡です。所有者は、※※様、備考に記させていただいておりますが、相続人である※※様からの申請となっております。

非農地の事由につきましては、平成10年頃以降から耕作をされていません。具体の場所につきましては、12ページ及び13ページに地図を付けさせていただいております。12ページが1番中津の案件の地図です。13ページが2番日置の案件の地図となっております。

また14ページをお願いいたします。1番中津の案件に係る写真が一番上の写真となっております。それから、真ん中の写真と下の写真が2番日置の案件の現地写真となっておりますので合わせてご確認をお願いいたします。

1番中津の案件につきましては、申請地は約40年前に倉庫が建築されて以降、一度立て替えられたものが現在の建物であるということで確認をいたしております。

また、2番日置の案件につきましても、約20年前に現在の作業場が建築されて以降現状のとおりとなっております。

議案第21号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 ただ今の事務局の説明に関連し、1番について担当委員である中嶋委員より補足説明よろしくをお願いいたします。

〔中嶋委員〕 1番の方の大字中津の物件ですが、現にこのように建物が建っており周囲に対する悪い影響などは無いというふうに判断し、なおかつ、この家の近くには10㎡か20㎡弱の野菜を作っておりますので、これも所有者でちゃんとするのでございますので、隣接の所有者には影響が無いということでこの非農地証明についてはやむを得ないというふうに解釈にさせていただきましたのでよろしくをお願いいたします。

〔藤井会長〕 それでは2番についてよろしくをお願いいたします。

[吉田委員] 同じく非農地で、実際、倉庫として利用されています。周辺の農地ですが、手前は民家があり、向こう側は農地となっています。きちんと水路等で仕切られていますので特段問題はなくやむを得ないと考えます。

[藤井会長] これより、議題第 21 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

[藤井会長] 異議なしと認め、議案第 21 号については、証明してよろしいか。

(委員の賛成)

[藤井会長] 議案第 21 号については、証明書を交付します。

以上で、議事日程は全て終了しました。

なお、議案書の最後のページに、先の役員会で行われた専決報告の一覧を添付しております。御質問等ありましたら、会議終了後に事務局までお願いします。

官津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長

家井 忠

委 員

内方 誠

委 員

中嶋 道博

記 録 者

小西 正樹